

法人等への寄付と 消費者保護

2022年12月23日

JACARIN理事長

一橋大学名誉教授

松本恒雄

2

寄付者本人の救済

旧統一教会に対する裁判

3

- 統一教会の靈感商法は1970年代後半から活発化
 - 大学では原理研
 - 物販型の靈感商法に対する批判や摘発を受けて、現在では献金型
 - 文科省の認定
 - 組織ぐるみの不法行為(709条)を認めた判決 2件
 - 使用者責任(民法715条)を認めた判決 20件

↓

 - 質問権(宗教法人法78条の2)の行使へ
- 刑事事件判決もあるが、教団や幹部が被告ではない

不法行為

- 「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」(民法709条)
 - ▣ 多くの裁判例が不法行為の成立を認めている
- 要件が一般的であるため、使いやすい
- 信者の行為についても、指揮監督関係があれば、使用者責任が認められる

暴利行為

5

- 「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする」（民法90条）
- その一種としての暴利行為
 - 他人の無知・軽卒・窮状につけ込み暴利をむさぼる行為
- ヤマギシ会退会と財産返還請求事件（東京地判平成13年1月31日判タ1120号223頁）
- 無所有を標榜するヤマギシ会への参画に際して、全財産を寄付した信者が、脱会に際して返還を請求した事件
 - 暴利行為に当たるとして数億円の返還請求を認容

「靈感商法」による取消権

- 消費者契約法4条3項6号(2018年改正で新設)
 - 「消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあまり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること」によって消費者を困惑させ、契約を締結させること
- 宗教団体によることが多いが、宗教団体の行為に限定されない
 - 宗教の周辺には、占い・易・鑑定、スピリチュアル、自己啓発等、類似した行為が多数ある

靈感商法規定の不十分性

- 事業者の行為によって不安に陥れることが要件。現時点ですでに不安を抱えている者に対して、当該契約を締結することにより確実にその不安が払拭される旨を告げるだけでは、該当しない ← 改正法案で対応
- 「当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げる」の「確実に」の部分をもどの程度に解するか ← 改正法案で対応
- 最初の接触から、契約締結までかなり期間を要した場合に、不安をあおる行為と契約との因果関係がみとめられるか。2回目、3回目の契約についてはどうか ← 改正法案でも対応なし
- マインドコントロールが解けるまでに、取消権の行使期間が経過してしまう可能性 ← 改正法案で対応
- 信者の勧誘行為を理由に教団との寄付契約を取り消せるか ← 改正法案でも対応なし

取消権の行使期間

8

- 民法の取消権(126条)
 - ▣ 取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。
- 消費者契約法の取消権(7条1項)
 - ▣ 第4条第1項から第4項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とする。
- 消費者契約法改正
 - ▣ 追認することができる時から3年に延長
 - ▣ 契約の締結の時から10年に延長
 - ▣ 靈感商法の場合のみ延長することが適切か
 - とりわけ、「追認することができる時」は、マインドコントロールが解けた時だとすると3年に延長することの合理性があるか

消費者契約法4条3項6号改正

- 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること

マインドコントロール

10

□ 野党案

- 「特定財産損害誘導行為」とは、人に対し、次に掲げる行為その他の人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為（以下「困難状況惹起行為」という。）を行い、又は**困難状況惹起行為により惹起された状況を利用して**、その人の財産に著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導することをいう。
 - 一 次に掲げる方法により、人に著しい不安又は恐怖を与える行為
 - イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段を用いること。
 - ロ 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与える事態が生じる旨を示すこと。
 - 二 その所属する組織、働きかけの目的等を告知しないこと等による注意力の低下に乗じる等心理学に関する知識及び技術をみだりに用い、又は人の知慮浅薄若しくは心神耗弱に乗じて、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為

11

子ども等家族の救済

債権者代位権

12

- 「債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利(以下「被代位権利」という。)を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。」(民法423条1項)
 - 債務者(親)が無資力であって、債権者(子)への扶養債務の弁済が滞っているにもかかわらず、自らの権利の行使をしない場合に、債権者にその権利の代位行使が認められ、金銭債務の場合、債権者への支払を求めることができる
 - 債務者の一身専属権の代位行使は認められないが、取消権・解除権などの形成権の代位行使は認められる
- 扶養料債権を被保全債権とする場合は、家庭裁判所での調停または審判で金額を定める手続が必要
 - まずは、家庭裁判所に親Aの親権喪失の請求ないし親権停止の請求(民法834条、834条の2)を子ないし親族が行い、未成年後見人を選任してもらってから、扶養請求の手続を家庭裁判所ですることになる

本人の行為能力の制限

13

- 後見開始の審判(民法7条)
 - ▣ 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
- 保佐開始の審判(民法11条)
 - ▣ 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である
- 補助開始の審判(民法15条)
 - ▣ 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者
 - ▣ 本人の同意が必要
- 適用困難
 - ▣ 靈感商法、マインドコントロールは精神上的の障害ではない
 - ▣ 事理弁識能力一般の問題ではない

浪費者

14

- 1999年改正前の民法11条
 - 「心神耗弱者及ヒ浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得」
- 「準禁治産者」は、現在の「被保佐人」に対応
 - 重要な行為について保佐人の同意がないと、取り消すことができる
 - 「浪費者」の場合、本人保護というより、家産の維持、家族や相続人の利益保護のための利用
 - 本人の財産処分の自由を不当に制限
- 灵感商法において利用された例もある

特別補助の制度(野党案)

15

- 特別補助開始の審判
 - 「困難状況惹起行為」を受け、自己の財産に著しい損害を生じさせる財産上の利益の供与を誘導されるような精神状態にある者又はそのような精神状態に陥るおそれが極めて高い者 ← マインドコントロール状態
 - 特別補助人の同意の必要な重要な行為について同意なしに行われた場合には、取り消すことができる
 - 家庭裁判所は、過去の被害救済について、特別補助人に代理権を与える審判をすることができる
- 灵感商法の場合のみ本人の権利を制限して、家族の保護をすることに問題ないか
 - ギャンブルやあやしげな投資はどうか

16

行政規制

寄附不当勧誘防止法の概要

17

- 消費者契約法で取消し可能な不当勧誘とされている行為の一部を禁止
 - 消費者契約法が適用できない単独行為としての寄付(遺贈など)について、寄付者は取消しも可能
 - 「救済新法」というマスコミ用語は不当表示
- 借金して寄付することの要求や居住・生計用不動産を売却して寄付させることの要求を禁止
 - 「要求」が要件、寄付の取消しはできない
- 禁止行為違反に対する消費者庁の行政措置
- 命令に違反した場合の罰則
- 寄付によって扶養を受ける権利が害された子ども等を、債権者代位権(民法423条)によって救済
 - 履行期限が到来していない分(たとえば、来年分の扶養料)についても、代位権の行使ができるとして、救済範囲を少し拡張

新法8条1項の不思議

18

- 寄附に関する契約(2条1号)
 - 個人(事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。)と法人等との間で締結される次に掲げる契約
- 取り消すことのできる意思表示(8条1項)
 - 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第4条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をしたときは、当該寄附の意思表示(当該寄附が消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。)を取り消すことができる。
 - 個人(消費者)と法人(事業者)との契約であっても、事業者が物品、権利、役務等を提供しないで、消費者のみが金銭的負担をする契約は、消費者契約ではないと考えているかのような記載

寄付金額の上限規制

19

- 野党案の「特定財産損害誘導行為」
 - 「人に対し、次に掲げる行為その他の人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為(以下「困難状況惹起行為」という。)を行い、又は困難状況惹起行為により惹起された状況を利用して、その人の財産に著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導すること」
 - 「著しい損害に該当するかどうかの判断は、標準的な年収を得る者においてはその財産上の利益の供与に係る額がその者の年間の可処分所得の額の四分の一に相当する額を超える額となるかどうかを目安の一つとして、財産上の利益の供与を誘導された者の資産及び収入の状況、生活の状況その他の諸事情を考慮して行われるものとする。」

配慮義務(新法3条)

20

- 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。
 - 1 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
 - 2 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
 - 3 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。
- 配慮義務違反に著しく反した場合
 - 消費者庁の質問、勧告
 - 勧告に従わない場合に公表、罰則はなし
- 行政規制や罰則の施行は2024年1月からの予定

寄付と売買・有償役務のアンバランス

21

- 取消しによる消費者救済
 - ▣ 売買でも、役務提供でも、寄付でも、遺贈でも可能
- 消費者庁による勧告・命令等の規制
 - ▣ 寄付や遺贈など消費者が一方的に出費する場合のみ規制できる
- 古典的靈感商法(壺、高麗人参茶、教祖の本)
 - ▣ 消費者庁は規制できない
- 悪霊払い、先祖の因縁絶ちという役務提供
 - ▣ 消費者庁は規制できない

受領した寄付の透明性

22

- **日弁連の意見書(1999年)**
 - ▣ **お布施、献金、祈祷料等の名目を問わず、一定額以上の支払に対して領収書交付**
 - ▣ **一定額以上の献金者に対して、財政報告・使途報告**
- **規制の方向性**
 - ▣ **寄付募集にあたっての使途の説明義務**
 - ▣ **一定額以上の寄付者への領収書の発行義務や年次の財務情報の開示義務**
 - ▣ **一定額以上の寄付を受けている宗教団体について財務情報の公開義務**
 - ▣ **違反行為の場合に、税法上の優遇措置の停止**